平成２４年（フ）第６３４号
川崎市中原区上平間265番地１　イマジンハウス103
債務者　大森　勝彦
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６４７号
川崎市宮前区平６丁目12番４―203号　ロイヤルシャトー宮前平
債務者　立川　昭子
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６５０号
川崎市高津区下作延４丁目２番15―101号　メゾン・ド・ヴェルジェ
債務者　嶋田　安宏
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７５４号
神奈川県大和市上和田960番地　ファミーユ桜ヶ丘301号
債務者　松永　佳美（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第５９号
新潟県加茂市新栄町16番13号　コーポメゾン091―２―７
破産者　平田真由美
１　決定年月日　平成25年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産法218条第１項の申立てを相当と認める。
新潟地方裁判所三条支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１６７号
福島県大沼郡会津美里町字御田2654番地の１
破産者　岩野建設工業株式会社
１　決定年月日　平成25年１月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
静岡市清水区北脇396番地
破産者　有限会社丸誠工業所
１　決定年月日　平成25年１月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１６３号
川崎市宮前区菅生３丁目42番11号　ハイツタツミＡ―102、開始決定時の住所川崎市宮前区菅生３丁目32番６号
破産者　中　三重子
１　決定年月日　平成24年12月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
横浜市金沢区並木１丁目14番４―103号
破産者　大林　俊雄
１　決定年月日　平成24年12月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７７８号
神奈川県綾瀬市綾西１丁目６番12号
破産者　松原　　実
１　決定年月日　平成25年１月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５８０号
横浜市金沢区六浦４丁目３番５号　ハイツこいずみＣ棟102
破産者　熊谷　美奈（旧姓臼元）
１　決定年月日　平成25年１月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７０３号
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目38番29号　サンシエスタ鶴ヶ峰706号
破産者　齋藤　秀永
１　決定年月日　平成25年１月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４号
山口市宮野下3171番地６
破産者　小川由美子
１　決定年月日　平成25年１月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３６９号
神戸市北区君影町２丁目１番49―304号、前住所兵庫県宝塚市境野字墓ノ尾９番地の１
破産者　中間　嘉則
１　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
２　一般調査期日　平成25年３月14日午前11時
平成25年１月８日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６０２１号
大阪府東大阪市島之内２丁目12番18号
破産者　有限会社サントーハウス
１　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
２　一般調査期日　平成25年３月11日午後３時30分
平成25年１月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０３６号
大阪府河内長野市大師町15番５号
破産者　石井　英樹
１　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
２　一般調査期日　平成25年４月15日午後２時
平成25年１月７日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４２号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7474番地２
破産者　福島　政章
１　期日　平成25年３月27日午前10時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
３　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
平成25年１月９日　長野地方裁判所伊那支部